

○函館市青函連絡船記念館摩周丸条例

平成15年3月12日

条例第1号

(設置)

第1条 旧青函連絡船摩周丸を函館港の港湾文化交流施設として保存し、および活用して、青函連絡船の歴史を広く市民および観光客に伝えるとともに、その利用に供し、もって本市の教育・文化の向上と観光の振興に資するため、市に青函連絡船記念館を設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市青函連絡船記念館摩周丸

位置 函館市若松町12番地先公有水面

(開館時間および休館日)

第3条 函館市青函連絡船記念館摩周丸(以下「摩周丸」という。)の開館時間および休館日は、規則で定める。

(施設)

第4条 摩周丸に次に掲げる施設を置く。

(1) 観覧施設

(2) 多目的ホール

(使用の許可)

第5条 多目的ホールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、摩周丸の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的ホールの使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他摩周丸の管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、多目的ホールを許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはなら

ない。

(利用料金)

第8条 使用者または観覧施設を観覧しようとする者は、あらかじめ、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。ただし、指定管理者は、特に認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を後納させることができる。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、特別の展示または催しを行う場合においては、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて特別の額の利用料金を定めることができる。

5 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

6 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(原状回復等)

第11条 使用者は、多目的ホールの使用を終了したとき、または前条の規定により使用の許

可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第12条 摩周丸に入館した者は、施設、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第13条 市長は、摩周丸に入館しようとする者または入館した者が第6条各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(指定管理者による管理)

第14条 摩周丸の管理は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 摩周丸の入館者に関すること。
- (2) 多目的ホールの使用の許可および制限に関すること。
- (3) 摩周丸の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

- 3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条、第10条および前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月19日から施行する。

附 則 (平成16年12月17日条例第151号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 指定管理者の指定の手續その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成17年9月29日条例第79号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月 26 日 条例第31号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

1 観覧施設

区分	利用料金		
	個人	20人以上の団体	年間券
一般	500円	1人につき 400円	1,000円
児童・生徒	250円	1人につき 200円	500円
摘要	<p>次に掲げる者は、無料とする。</p> <p>(1) 小学校就学前の者</p> <p>(2) 市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒（高等学校，特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（次号において「高校生」という。）を除く。以下この号において同じ。）または市の区域外の学校に在学する児童もしくは生徒で市の区域内に居住するもの</p> <p>(3) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生に限る。）で教員等に引率されたもの</p> <p>(4) 市の区域内の学校に在学する児童または生徒を引率する教員等</p> <p>(5) その他市長が特に認める者</p>		

備考 年間券とは、当該券を発行する日から起算して1年間に限り、記名の者が観覧施設を観覧することができる券をいう。

2 多目的ホール

利用料金
1時間までごとに 1,500円

○函館市青函連絡船記念館摩周丸条例施行規則

平成15年4月4日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市青函連絡船記念館摩周丸条例（平成15年函館市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第2条 函館市青函連絡船記念館摩周丸（以下「摩周丸」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

(1) 4月1日から10月31日まで 午前8時30分から午後6時まで

(2) 11月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時まで

2 摩周丸の休館日は、1月1日から1月3日までの日および12月31日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、多目的ホールを使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から使用日の7日前までにしなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第4条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、使用を許可したときは別記第2号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、使用を許可しないときは別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(許可書の提示)

第5条 使用者は、前条の許可書を多目的ホールを使用する際に常に携帯し、摩周丸の係員からの求めに応じ、これを提示しなければならない。

(使用中止の届出)

第6条 使用者は、多目的ホールの使用を中止しようとするときは、別記第4号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(使用者等の遵守事項)

第7条 使用者その他の摩周丸に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 物品の販売または寄附の要請その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動しないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) 摩周丸の清潔を保つこと。
- (8) その他摩周丸の係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出等)

第8条 使用者は、摩周丸の施設、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、直ちに別記第5号様式の届出書により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第9条 使用者は、多目的ホールの使用を終えたときは、直ちに摩周丸の係員にその旨を申し出て、点検を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第10条 指定管理者に条例第14条第2項の業務を行わせる場合における第3条、第4条、第6条および第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「別記第1号様式の」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める」と、第4条中「別記第2号様式の」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」と、第6条中「別記第4号様式の」とあるのは「別記第4号様式に準じて指定管理者が定める」と、第8条中「別記第5号様式の」とあるのは「別記第5号様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月19日から施行する。

附 則 (平成16年12月17日規則第162号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月1日規則第6号)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則の施行前に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号。以下「整備法」という。)第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号。以下「改正前の商業登記法」という。)第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第52条の規定による改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。この規則の施行後に整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第11条第1項の規定により交付される登記簿の謄本も、同様とする。

附 則(平成17年9月29日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月29日規則第21号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第49号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月13日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

函館市青函連絡船記念館摩周丸多目的ホール使用許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所（団体にあつては、代表者）  
の住所

申請者 氏名（団体にあつては、その名  
称および代表者の氏名）

電話 局 番

次のとおり函館市青函連絡船記念館摩周丸の多目的ホールを使用したいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用責任者氏名	(電話 局 番)

別記第2号様式（第4条関係）

函館市青函連絡船記念館摩周丸多目的ホール使用許可書

許可番号 第 号  
年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった函館市青函連絡船記念館摩周丸の多目的ホールの使用については、次のとおり許可します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用責任者氏名	(電話 局 番)
使 用 料	円

別記第3号様式（第4条関係）

函館市青函連絡船記念館摩周丸多目的ホール使用不許可  
決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった函館市青函連絡船記念館摩周丸の多目的ホールの使用については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式（第6条関係）

函館市青函連絡船記念館摩周丸多目的ホール使用中止届出書

年 月 日

函館市長 様

住所（団体にあつては、代表者）  
の住所

届出者 氏名（団体にあつては、その名  
称および代表者の氏名）

電話 局 番

次のとおり函館市青函連絡船記念館摩周丸の多目的ホールの使用を中止したいので届け  
出ます。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
中止 内容	使用日時 年 月 日 時 分から 時 分まで
中 止 理 由	

添付書類

使用許可書

別記第5号様式（第8条関係）

函館市青函連絡船記念館摩周丸損傷(汚損, 滅失)届出書

年 月 日

函館市長 様

住所 (団体にあっては, 代表者)  
の住所

届出者 氏名 (団体にあっては, その名  
称および代表者の氏名)

電話 局 番

次のとおり損傷(汚損, 滅失)したので届け出ます。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用責任者氏名	(電話 局 番)
損傷等の日時	年 月 日 時 分
損傷等をした 箇所または物件	
損傷等の内容 または程度	
損傷等の理由	